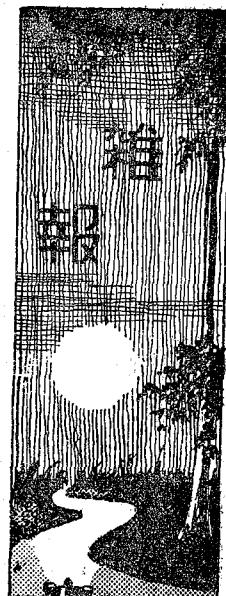


議可決して午後九時散會した。

◎評議員の消息



△榮譽 本會評議員坂本彰之助、石渡敏一の兩氏は三月二十九日、樞密顧問官に親任された。

△哀悼 本會創設以來評議員として盡瘁された服部金太郎

氏は舊臘來東京市芝區三光町の邸に引籠り靜養中の處三月一日病革まり遂に七十四歳で病沒された。

◎全國交通網調査會

△三月三十日午後五時、丸ノ内帝國鐵道協會に於て全國交

通網調査會を開き、池田鐵道省建設局長、片岡遞信省航空

局長、小野遞信省監理課長、大木鐵道省建設技師以下各委

員幹事出席、村井委員議長となり池田建設局長より第四十

五回帝國議會に於て決定せる福岡縣大分縣及び鹿兒島縣に

於ける建設路線に關し勾配並に工費等に就て報告あり委員幹事等の質問に對し池田局長詳細に説明し次で陸軍側の希望による九州全交通網圖の完成につきて凝議し尙航路補助あるものは大小に拘らず之を省略せざること其他の件を附

◎昭和九年度時局匡救土木事業の確定

去る三月十五日を以て第六十五議會の蓋を閉ぢ、昭和九年度時局匡救土木事業費豫算も愈々確定を見るに至つたので、内務省では之が各府縣に對する割當額を決定四月六日附を以て各府縣知事に對し夫々通牒する所があつた。

豫算總額は既報の通四千八百七十九萬千八百圓で之によつて執行し得る事業の費額は七千四百一萬五千圓である、事業の種類は大體八年度と同様であるが唯九年度に於ては

府縣道改良事業費の豫算が實現を見なかつたので、府縣道の改良は八年度に於ては府縣道改良事業費及府縣道路改良事業費の兩費に依つて執行したものに對し、九年度に在つては後者の府縣道路改良事業費のみになつたのと、一面新に府縣事業として少額ではあるが國道改良事業を執行することとなつたのが異なる點である。

事業の執行及豫算の經理等に付ては八年度に於けると同様で、一二特殊のものを除く外、各事業相互間の流用を認めらるゝ點も前年度と同じである。

匡救事業は三ヶ年を目途として執行すると云ふことは政府當初の計畫であるから九年度は第三年目で正に其の最後の年度に屬する譯である、從て工事ヶ所の選定等に付ては相當考慮を要することは勿論である。然し乍ら農山漁村の疲弊は相當深刻で七年度來匡救事業の執行により多少緩和せられたとは云ふものゝ到底事業打切可能と云ふ状況ではない、今之を打切ることは折角膨らみかけた雷を不開に終らしむる様な結果となるであらうし、又事業を二年や三年

で打切ることは折角金をかけて執行した工事が中途半端のものになつたりして、充分其の效果を擧げることが出來ないことになるのであるから、十年度以降に於ても引續き土木事業を執行することは絶対の必要事である、内務當局に於ては此の點に鑑み折角考究中との事である。尙決定した九年度匡救土木事業の各府縣割當額は次の通りである。

昭和九年度時局匡救土木事業費配當表 (単位千圓)

| 府縣名 | 國直轄事業費 | 府縣及町村事業費 補助額 | 計 |
|-----|--------|-----------------|-------|
| 東京 | 四〇六 | 一、二七 | 一、六〇一 |
| 大阪 | 六五 | 一、〇三 | 一、〇九 |
| 京都 | 六五 | 一、一七 | 一、八二 |
| 神奈川 | 三〇 | 一、一五 | 一、四五 |
| 兵庫 | 一五〇 | 一、八七 | 一、九〇七 |
| 長崎 | 一〇〇 | 一、一三 | 一、一三 |
| 新潟 | 一七〇 | 一、〇五 | 一、七七 |
| 埼玉 | 五九 | 一、四〇 | 一、九九 |
| 群馬 | 三八 | 一、三〇 | 一、六八 |
| 千葉 | 三三 | 一、三〇 | 一、六三 |
| 茨城 | 三一 | 一、一〇 | 一、四一 |
| 北海道 | 一一 | 一、一三 | 一、二六 |
| 福島 | 一一 | 一、一三 | 一、二四 |
| 宮城 | 一一 | 一、一三 | 一、二四 |
| 岩手 | 一一 | 一、一三 | 一、二四 |
| 青森 | 一一 | 一、一三 | 一、二四 |

陳情書

昭和九年度ニ於テ土木事業費減額セラレ之ニ伴ヒ土木從

業者ニシテ整理ヲ免レザル者全國的ニ多數アルヤニ仄聞仕リ候。

國家財政ノ都合上或ル年度ニ多少ノ土木事業費ノ減額サルコトアルモ、又竭ムヲ得ザルコトハ吾等モ認ムル所ニ御座候ヘ共吾ガ國土木事業即チ道路網ノ完成、砂防及河川ノ整備港灣設備ノ竣工等ノ如キハ吾ガ國産業ノ進展惹イテハ國運發展ノタメ是非共達成セザル可カラザルモノニシテ偶々或ル年度ニ於テ土木事業費縮少サルルト雖モ近キ將來ニ於テハ再ビ其ノ促進スルヲ要スルハ何人ト雖モ否マザル所ニシテ昭和九年度ニ於テ土木事業費ノ減額セラレタリトテ昭和六年以降寢食ヲ忘レテ失業救濟事業及び時局匡救事業ノ完成ニ盡力セル優秀ニシテ且ツ熟練セル土木關係者ヲ今直チニ整理スルコトハ將來ノ土木事業達成ノ爲甚シキ不得策トナリ國家產業ノ開發上大ナル支障ヲ來スベク且ツ又土木事業費ノ減額サルニ從業者ヲ整理セラルコトハ官吏トシテ甚ダシク不安定ノ地位ニ在リ職務遂行上完全ナル能率ヲ擧ゲ得ザルニ至ルヲ懼ルルモノニ御座候。

元ヨリ貴官ニ於テモ種々御配慮被下其ノ方法ニ就テモ極力御盡力相願ヒ居リ候コトハ拜察仕リ居リ候ヘ共此ノ際特ニ左記ノ件ヲ實現セシメラル様御盡力方願ヒ上げ候。

一、土木事業費ニ伴フ雜費率ヲ入件費緩和ノ爲工事費ノ一割五分見當ヲ認メラル様御配慮相成リ度キコト
二、土木事業ノ遂行ニ最モ緊要ナル河川、道路、港灣等ノ基本調査ヲ此ノ際爲ス可キコトヲ地方長官ニ御通牒相煩シタキコト。

以上將來ノ土木事業ノ完全ナル遂行ノタメ、土木關係官吏ノ地位安定ノタメ其ノ整理ヲ極限セシメラル様御配慮相願度此段及陳情候也。

昭和九年三月十日

土木協會長 中川吉造

内務省土木局長唐澤俊樹殿

◎土木技術官整理反對運動

九年度時局匡救土木事業豫算が減少されたが爲に、從來

各府縣に於て採用してゐた土木技術官を當然整理せなければならぬ事と爲つて、各府縣は之が整理の準備をしてゐる

そうであるが、堪能な技術官を豫算の増減する事に依つて整理する事は、土木技術官の生活を不安定ならしめ響ては

土木技術官の知能を向上せしむる所以でないと言ふので、土木協會に於ては兼て之が対策を練つてゐたが這般次のやうな陳情書を、關係當局に提出して整理反対の運動に着手した、如何なる效果を收むるであらうかは此後の運動に徴して判断するの外ないのであるが、各地方とも此運動に依つて幾分か整理に手加減を加へるものと見められてゐる。

◎省營バス路線選定に關する鐵道會議

曩日昭和九年度施業の省營バス路線選定に關する鐵道會議に於て議員と當局との間に於て左の如き問答が應答されたと傳へられて居る。

問、鐵道敷設法に依つて鐵道を建設する豫定となつて居る地點

へ自動車を運轉する事となれば鐵道建設計畫は廢棄せらるゝ

のか。

答、鐵道の建設計畫と自動車計畫とは全然別箇の事案であつて自動車を運轉したからと云つても既定の鐵道建設計畫は毫も變更されない。

問、私設鐵道や軌道と平行して省營バスを運轉する結果當然之等の私鐵や軌道は打撃を蒙る譯であるがその補償をどうするか。

答、目下監督局に於て民營バス補償法の如きものを立案する積りで種々調査研究中であるが何分にも私鐵や軌道は民營バスと違ひ企業費が多額なので簡単に之が補償の方法を樹てる事は困難である。

問、私設鐵道や軌道と平行する地點には省營バスを運轉せぬやうにしたらばどうか。

答、當局としては省營バスの私設鐵道や軌道に對する影響を充分考慮し、利用者の不便が甚大ならざる限り努めて私設鐵道や軌道の壓迫とならざるやうその營業上に於て手加減を爲す方針である。

問、自動車路線に關しては各地方から極めて多數の請願があつ

たやうに聞いて居るがその内から今度の二十八線を選定した理由は如何。

答、豫定線となつて居つても中々鐵道が建設されない地點又鐵道建設の先行の意味、豫定線となつて居る地點で鐵道建設を打切つた所及經濟的にも收益を擧げ得る地點等の標準によつたものである。

問、今度の二十八線の省營バス計畫で將來に如何なる方針に出づるか。

答、バス計畫は之れで打切るものではない、來年度以降も必要に應じて計畫を立てる考である。

新刊紹介

應用彈性學

東京帝國大學助教授工學士 野口尙一氏著

技術界が幼稚な時代には技術者の取扱ふ力學も所謂材料力學の程度で満足されたかもしれないが、本邦技術界が世界の水準に達した今日に於ては更に一步進んで彈性學を修めなければ構造物の新研究の如きは全く行詰りの状態に在

る。然るに彈性學に關する本邦の著書なく之が研究には極めて不便を感じつゝあつたが、最近東京帝國大學助教授、野口尙一氏の執筆による本書の公刊をみた。

本書は難解なる彈性學を比較的平易に説明し彈性學を修めんとする者に取り好個の参考書たるを失はない。

著者は機械學科の出身であつて、本書も又機械設計を目標としたものではあるが、理論の性質上、土木、建築、機械等の區別なく、本書中、彈性體の一般的性質は勿論、直桁、曲桁、棒の振動、薄板等土木技術者に取り極めて有用な問題である。

又彈性學は理論の性質上高級な數學を取扱ふため本書は又應用數學の參考に資する所も尠くない。

